

一般事業主行動計画

策定日：令和5年9月1日
株式会社ディック・アルファ
代表取締役社長名

株式会社ディック・アルファは、「女性活躍推進法」に基づき、育児や介護をしている従業員の仕事と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、育児・介護をしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備を行なうため、次の通り「一般事業主行動計画」を策定しました。

1. 計画期間：令和5年9月1日～令和10年8月31日（5年計画）
2. 当社の課題：当社は過去20年以上、従業員の約90%を女性が占め、管理職においても85%が女性であることから、「女性の活躍できる環境」が整っていると考えられますが、次世代の管理職を育成することが課題となってきました。

また、従業員の家族に介護が必要となる年齢層が増えてきているのが現状です。介護のために時間制約のある従業員であっても、就業継続ができることに加えて、意欲的に仕事に取り組みキャリアアップを目指すことができる職場環境の整備が必要と考えています。

3. 目標と取組内容・実施時期

【目標1】次世代の管理職を育成するために、職種または雇用形態の転換、再雇用による人材を確保する（5年以内に3名以上）。

〈取組内容・実施時期〉

令和5年9月～

- ◆ 意欲と能力のある従業員の積極的な発掘を行なう。
- ◆ キャリアアップへの意識啓発を目的とした研修プログラムの計画と実施をする。

令和7年4月～

- ◆ 管理職候補者育成のため、係長級（リーダー）の人材の育成を図る。
- ◆ 管理職候補者に対する管理職が定める育成計画およびOJTを実施する。

令和8年4月～

- ◆ 新任の管理職に対する役員等によるメンタリングを実施する。

【目標2】介護休業・介護休暇、介護休業給付金、育児休業、育児休業給付金等、看護休暇等の制度の情報提供および福利厚生の実施に向けた検討を行う。

〈取組内容・実施時期〉

令和5年9月～

- ◆ 回覧や配布資料等での情報提供を定期的実施する。
- ◆ 年間5日の「介護休暇」、「子の看護休暇」の取得について有給化を検討する。

【目標 3】メンタルヘルス対策とヘルスリテラシーの向上

〈取組内容・実施時期〉

令和 5 年 9 月～

- ◆ 週 4 日以上勤務者に対して、年 1 回の産業医面談の方法や日程について検討し、決定次第実施する。
- ◆ ヘルスリテラシーの向上に向けた対策について産業医と検討する。

令和 6 年 4 月～

- ◆ 産業医にヘルスリテラシーに関する講習等を依頼して実施する。
- ◆ 産業医面談についてアンケート等による意見収集を行ない、勤務日が週 3 日以下の勤務者への面談の必要性等を検討する。

令和 7 年 4 月以降

- ◆ E ラーニング等を活用したヘルスリテラシー教育を実施し、健康管理に関する情報提供を定期的 to 実施する。

【目標 4】年次有給休暇の取得率の低い部署・職位区分について、70%の取得率を定着させる。

〈取組内容・実施時期〉

令和 5 年 9 月～

- ◆ 回覧や掲示物による有給休暇取得の奨励を行なう。
- ◆ 管理職会議で会社全体の有給休暇取得状況を報告し情報の共有を図る。
- ◆ 管理職の有給休暇取得および勤務時間管理の徹底を周知する。

以上

女性の活躍に関する情報公表

公表日：2023.09.01

株式会社ディック・アルファ

女性の活躍推進法に基づき、下記のとおり情報を公開いたします。

対象期間：R4事業年度（R4.04.01～R5.03.31）

1. 労働者に占める女性労働者の割合

社員	契約社員	パートタイマー
87.5%	94.7%	88.9%

2. 管理職（課長級以上7名）の女性労働者の割合

男性	女性
14.3%	85.7%

3. R4年度に採用した労働者に占める男性・女性労働者の割合

職種	男性	女性
社員	－	－
契約社員	0.0%	100%
パートタイマー	22.2%	77.8%

4. 男女の平均継続勤務年数の差異（期間の定めのない労働契約締結者）

職種	男性	女性
社員	23.25年	26.03年
契約社員	－	15.19年

5. R4年度における有給休暇取得率

男性	女性
45.0%	83.1%

他社への出向者をのぞく

6. R4年度における労働者のひと月あたりの平均残業時間

管理監督者および短時間労働者を除く（法定時間外労働）

全体： 1.83 時間

7. 男女の賃金の差異

男性の賃金に対する女性の賃金の割合

職種	割合
全労働者	88.0%
正規雇用（社員・無期雇用契約社員）	80.5%
非正規雇用労働者	101.8%

* 対象期間：R4事業年度（R4.4.1～R5.3.31）

* 対象賃金：退職金および通勤手当を除く、すべての給与・賞与

* 正規雇用労働者：社員、無期雇用契約社員（期間の定めのないフルタイム勤務者）

* 非正規雇用労働者：

 有期雇用契約社員（期間の定めのある労働契約締結者）

 パートタイマー（1週間の所定労働時間が正規雇用労働者に比べて短い者）

* 期中の異動（採用・退職・休職）は含めず

※当社は、男女同一給与表により男女対等の格付けを行なっています。

以上